

国官技第258号
令和元年11月20日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）を下記のとおり一部改正することとしたので通知する。

記

（１）

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内考查項目別運用表の別紙－2②を別添に改める。

（２）

第5を次のように改める。

この通知は、令和元年12月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

考査項目別運用表

考査項目			【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
4. 工事特性	細別	対応事項	(1.について)	
I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1.対象構造物の高さ、延長、施工（削）面積、施工強度等の規模が特殊な工事 2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	切土の土量：20万㎡以上、盛土の土工量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（ｼｰﾙﾄﾞ）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：2.5m以上、樋門又は樋管の内部面積：15㎡以上、湧排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル（開削工法）の掘削深さ：20m以上、トンネル（ NATM ）の中空平均面積：100㎡以上、トンネル（沈埋工法）の中空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎡以上、流路工の計画高水流量：500㎡以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎡/s以上、橋梁上部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上	
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	4.地盤の変形、近接建造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7.掘削上での交通規制に大きく影響する工事 8.事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	・使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (6.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・利用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。	
	III 厳しい自然・地盤条件等への対応	11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 16.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多ことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、吊橋を使用する必要がある工事（法面工は除く）。 ・斜面又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における設備の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事	
	IV 長期工事における安全確保への対応	16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間を除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17.その他（ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	・その他、災害等における設備の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事	
		評価 評点：_____点		

※1. 工事特性は、最大20点の加減評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

考査項目		細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（削）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 4点の加 点とする。		(1.について) 切土の土工量：20万㎡以上、盛土の土工量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(トンネル)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：2.5m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎡以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎡/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・使用中の道路トンネルの拡張工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土蔽りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4.について) ・使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監理などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DIDD地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・利用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 (11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多ことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要がある工事（法面工は除く）。 ・斜面又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
			II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の变形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 6点の加 点とする。	
	III 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 4点の加 点とする。			
	IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他（ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 6点の加 点とする。 ） 評価 評点： _____点			

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。